ちっごプレミアム商品券登録店申込書兼誓約書

**（※登録店は自動更新ではありません。毎回ご提出頂きますようお願いいたします。）**

当該事業の登録にあたって、下記の商品券取り扱い事項や発行団体の定める指示を厳守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行わないことを誓約し申し込みいたします。

【商品券の取り扱い事項について】　令和元年度商品券販売概要については、裏面をご参照ください。

筑後商工会議所　会頭　玉木康裕　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年　　　　月　　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 事業所名又は店舗名（チラシ等に掲載する名称） |  |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 代　表　者　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 所　　在　　地 | 筑後市 |
| 取　　扱　　品 |  |
| ＴＥＬ／ＦＡＸ | ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |

●換金振込口座　（昨年まで登録店の方は、ご希望の換金振込口座に変更がない場合は記入不要です）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 銀行振込口座（筑後市内の金融機関)但し、ゆうちょ銀行、ＪＡバンクを除く | 銀行　・　信用金庫　 | 支店 |
| 普通預金　・　当座預金 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

**（１）商品券の取り扱い**

　　登録店は「ちっごプレミアム商品券」を持参した方に対し、商品券有効期間内に限り券面記載額相当の商品の販売またはサービスの提供を行ってください。

**（２）当所が対象外と指定する商品等**

　　①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペートカード、たばこなど換金性の高いもの

　　②「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

　　③遊技場等

　　④国や地方公共団体等への支払い

　　⑤業務用仕入（事業用資産の建築・リフォーム代金含む）、手形決済

**（３）留意事項**

　　①商品券による購入の場合、つり銭は出ません。

　　②期間途中での登録店の取り消しはできません。

　　③偽造券の疑いがある場合は、受取りを拒否し、直ちに筑後商工会議所へご連絡ください。

　　④自らが購入した商品券を換金することはできません。

　　⑤１回のお買い物で使用できる商品券は２５万円を限度とします。

注）ご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡のために利用することがあります。

※（会議所記入欄）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付日 |  | 事業所番号 |  | 登録番号 |  |

令和元年度　プレミアム商品券付き商品券販売概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＮＯ | 項目 | 商　　品　　券　　概　　要 |
| １ | 名　　称 | ちっごプレミアム商品券 |
| ２ | 販売総額 | ２億円　（発行総額　２億２千万円） |
| ３ | プレミアム率 | １０％ |
| ４ | 販売する商品券 | １冊　１万円　（1枚　５００円） |
| ５ | 商品券内訳 | １冊　２２枚綴りのうち、６枚は大型店でも使用可能 |
| ６ | 販売方法 | 対面窓口販売　 |
| ７ | 販売期間 | 令和元年９月２８日（土）から商品券がなくなり次第終了（9月３０日以降、土曜・日曜・祝日の販売はいたしません。） |
| ８ | 販売時間 | 午前9時から午後５時 |
| ９ | 販売場所 | 筑後商工会議所　（筑後市大字和泉１１８－１） |
| １０ | 購入限度額 | お一人様　１０万円 |
| １１ | 商品券使用期間 | 令和元年１０月１日（火）～令和２年２月１５日（土）（決まり次第ご連絡いたします） |
| １２ | 利用限度額 | １回のお買い物で使用できる商品券　２５万円 |
| １３ | 換金手数料 | ５００円券１枚につき７円　（１．４％） |
| １４ | 商品券換金期間 | 令和元年１０月１日（火）～令和２年２月２８日（金）（決まり次第ご連絡いたします） |